

令和8年度新進芸術家海外研修制度審査要領

I 新進芸術家海外研修制度研修員の決定方法

学識経験者等から構成される協力者会議（以下「選考委員会」という。）において選考を行い、新進芸術家海外研修制度研修員（以下「研修員」という）の予定者を決定する。

II 審査方法

研修員の選考は、書類選考（一次審査）及び書類選考合格者を対象とした面接選考（二次審査）によって行う。ただし、特別研修については書類選考（一次審査）によって行う。

III 審査の観点・評価基準

1 書類選考においては、次の①～④の観点に基づき、以下に掲げる評価基準により選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）が観点ごとに評価した点数を平均したものの合計とする。

① 芸術分野の活動実績

芸術分野での実績が認められるものであるか。

② 我が国の文化芸術振興を担う素質、将来性等

研修後、我が国の将来の文化芸術振興を担う者であるか。

③ 研修内容

研修内容が効果的かつ実現性のあるものであり、研修目的を達成するための研修先としての的確であるか。

④ 技術・能力

専門性の観点から、研修計画を実施するふさわしい技術や能力が伴っているか。

[観点①～③における評価基準]

- A・・・評価できる（3点）
- B・・・概ね評価できる（2点）
- C・・・あまり評価できない（1点）
- D・・・評価できない（0点）

[観点④における評価基準]

（音楽分野）

- S・・・高く評価できる（8点）
- A・・・評価できる（6点）
- B・・・概ね評価できる（4点）
- C・・・あまり評価できない（2点）
- D・・・評価できない（0点）

（その他の分野）

- A・・・評価できる（6点）
- B・・・概ね評価できる（4点）
- C・・・あまり評価できない（2点）
- D・・・評価できない（0点）

※演劇・舞台美術等分野については、④技術・能力の審査は行いません。

2 面接選考においては、選考委員が以下に掲げる評価基準により次の①～③の観点ごとに4段階評価を行う。応募者の得点については、選考委員ごとに合計点を算出し、これを平均したものを応募者の得点とする。

① 研修内容の計画性・実現性

研修内容が効果的かつ実現性のある計画であり、研修目的を達成するためのふさわしい研修先として認められ、その計画を実施する能力があるか。

② 我が国の文化芸術振興を担う素質、将来性等

研修後、我が国の将来の文化芸術振興を担う者であるか。

③ 意欲・表現力・積極性

研修を通して学ぼうとする意欲や高い志をもち、研修員としてふさわしい自己表現力や積極性及び責任感があるか。

[評価基準]

A・・・評価できる（3点）

B・・・概ね評価できる（2点）

C・・・あまり評価できない（1点）

D・・・評価できない（0点）

IV 審査の公正・公平性の確保

1 選考委員は、審査を行うにあたって応募者から何らかの不正な働きかけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。

2 選考委員は、応募者と利害関係を有している場合及び応募者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有していると判断した場合は、審査開始までに事務担当者に申し出なければならない。その場合においては、当該応募者の審査から外れるものとする。

（応募者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例）

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・応募者の合否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

3 選考委員の再選定

選考委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない応募が一件でもある場合は、該当する選考委員を選定し直さなければならない。

V 秘密保持

審査の過程で知り得た情報及び審査内容に係る情報（個人情報、応募書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理し外部に漏洩してはならない。